

平成 28 年度

# 事業計画書

社会福祉法人 はびねす福社会

## 目次

法人本部	1	～	2
生活介護事業	3	～	5
1. 生活介護事業			
2. 重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業			
障害児通所支援事業	6	～	10
1. 放課後等デイサービス事業			
2. 児童発達支援事業			
3. 日中一時支援事業			
居宅介護等事業	11	～	12
就労継続支援B型事業	13	～	15
共同生活援助事業	16	～	18
相談支援事業	19	～	25
1. 委託相談支援事業（益田市・津和野町・吉賀町）			
2. 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業			
3. 特定一般相談支援事業			
4. 高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点事業			
手話通訳事業	26	～	30
1. 手話通訳設置事業（益田市・津和野町・吉賀町）			
2. 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業（益田市）			
3. 手話奉仕員養成研修事業（益田市・津和野町・吉賀町）			
4. 要約筆記奉仕員養成研修事業（益田市・吉賀町）			
5. あゆみの里手話通訳者等派遣事業			
地域活動支援センター事業	31	～	33

# 法人本部

1. 目的 平成29年の社会福祉法人制度改革に向けての準備の年と位置づけ、法人の内部体制を強化し、さらに法人が地域の中で果たす役割を考え、事業展開を図っていきたいと思います。

今年度は人事考課制度の導入に向けて、他法人の視察等を実施し、早期の導入に向けて検討していきます。

## 2. 役員

(1) 理事 9名 (任期 平成27年11月5日～平成29年11月4日)

(2) 監事 2名 (任期 平成27年11月5日～平成29年11月4日)

## 3. 評議員

(1) 評議員 19名 (任期 平成27年11月25日～平成29年11月24日)

## 4. 理事会

(1) 年3回以上開催予定

5月21日(土) 平成27年度事業報告及び決算の審議

11月12日(土) 平成28年度上半期事業報告

3月25日(土) 平成29年度事業計画及び予算の審議

※ 上記3回以外にも、臨時に理事会を開催する事がある。

## 5. 評議員会

(1) 年3回以上開催予定

5月21日(土) 平成27年度事業報告及び決算の審議

11月12日(土) 平成28年度上半期事業報告

3月25日(土) 平成29年度事業計画及び予算の審議

※ 上記3回以外にも、臨時に評議員会を開催する事がある。

## 6. 役員研修

平成28年度第1回理事会において、内容等について検討する。

## 7. 職員研修

施設外

- 他法人視察研修
- 人事・労務管理セミナー
- 社会福祉法人制度改革に関する研修

## 8. 平成28年度主要施策

- 社会福祉法人制度改革に伴う準備及び規程等の整備
- 指定管理解除に向けた対応

## 9. 加入団体

- 独立行政法人 福祉医療機構
- 島根県社会福祉協議会
- 島根県社会福祉法人経営者協会
- 益田市社会福祉協議会
- 益田・鹿足成年後見センター
- 石西地域人権を考える企業等連絡会
- 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
- 島根県・益田市安全運転管理者協会
- 島根県社会保険協会
- 精神障がい者の地域生活を支える会
- 島根県精神当事者連絡会
- 島根県精神保健福祉協会

# 生活介護事業

## 1. 事業目的

通所により入浴、給食、介護サービスや日常生活に必要な援助、生産活動・創作活動を行い、心のリフレッシュを図るとともに生活全般の質の向上を図り、自立した日常生活または地域生活を営むことができるよう支援する。

## 2. 事業内容

利用者を介護班・作業班に分け個々の状態に合わせ必要な支援を提供する。

### (1) 日常生活の支援

食事【食事介助、個人の嚥下状態に合わせた食事の提供（刻み食、ペースト食など）、経管栄養、食事量チェック、水分管理、口腔ケア】

入浴【一般浴、機械浴、洗髪、洗身、着脱介助、見守り、整容、移動、移乗介助】

排泄介助【排泄管理、誘導、介助】

### (2) 医療的支援

健康管理【バイタルチェック、服薬確認、傷の処置、体重測定】

### (3) 日中活動支援

機能訓練 【理学療法士、言語聴覚士による訓練・3B体操・音楽療法・散歩・四季散策・マッサージ】

余暇活動 【大正琴・カラオケ・DVD観賞・音楽鑑賞・レクリエーション】

創作活動 【ステンシル・エコクラフト・カレンダー作り・封筒作り・野菜作り・しいたけ作り】

### (4) 社会参加の支援

体力づくり【散歩・四季散策・ストレッチ】

### (5) ろう者集団活動・盲ろう者集団活動

聴覚障害者、視覚障害者の社会参加を促進するための勉強会や創作活動、生産活動

### (6) 相談支援

本人及び家族からの相談

### (7) 個別支援計画の作成

個別支援計画の作成・アセスメント・モニタリング、ケア会議の出席

### (8) その他

送 迎

## 3. 利用対象者

益田市・津和野町・吉賀町の方で、市・町が支給決定をした者  
(障害程度区分3以上、ただし50歳以上の場合障害程度区分が2以上である者)

4. 実施時間帯 9:30～15:45

8:30	迎え
9:30	健康チェック 朝の会（連絡）
10:00	機能訓練・個別活動・生産、創作活動
12:00	昼食・口腔ケア・休憩
13:00	入浴・機能訓練・個別活動
15:30	終りの会（連絡）
15:45	送り

5. 利用定員・時間帯等

定員 20名

営業日 月～金曜日・祝日 1日20名（9:30～15:45）

休業日 土曜日、日曜日、12月30日～1月3日

6. 利用料金 原則1割負担（軽減措置あり）  
実費（重要事項説明書に定める）

7. 実施場所 益田市横田町2087番地1  
益田市障害者福祉センターあゆみの里

8. 事業担当職員

管理者	常勤	1名（あゆみの里施設長兼務）
サービス管理責任者	常勤	1名
看護師	常勤	2名（兼務1名）
生活支援員	常勤	8名（兼務4名）
運転手	パート	1名
調理員	パート	2名

その他必要に応じてパート職員で対応

9. 協力医療機関 益田市横田町2532番地  
医療法人共生会 なかしまクリニック

10. 重症心身障がい児（者） 在宅サービス提供体制整備事業（県事業）

(1) 利用対象者

在宅の重症心身障がい者

(2) 事業担当職員

看護師	常勤	1名（兼務）
生活支援員	常勤	1名（兼務）

その他兼務職員で対応

## 1 1. 主な年間行事内容計画

4月	・お花見ウォーキング(匹見川ふれあい公園)
6月	・万葉公園
10月	・福祉ゾーンふれあいまつり
1月	・初詣
3月	・ウォーキング(近辺散歩)

## 1 2. その他

- (1) 実習生受け入れ(利用を想定した養護学校生徒の実習、高校生、専門学生など)
- (2) ボランティアの受け入れ(精神保健ボランティアこもれば、サマーボランティア)
- (3) 職員研修
  - ・福祉職員、人権、虐待、権利擁護等の研修
  - ・高次脳(医療的研修)
  - ・視察研修
  - ・職員会議(月1回)

### 〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・作業活動を充実していくため、午前、午後の活動内容を変更する。
- ・利用者自らが作業や活動に生きがいを感じ、意欲的に参加できるように支援していく。
- ・入浴時間等に変更にあたり利用者が混乱しないよう、職員同士しっかり連携をとり支援していく。

# 障害児通所支援事業

## 放課後等デイサービス事業

### 1. 事業目的

心身障がい児、あるいは発達に何らかの問題があり支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作の習得、及び集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切で、かつ効果的な指導及び訓練をする。

### 2. 事業内容

#### (1) 自立した日常生活を営むために必要な訓練

☆個別プログラム

☆排泄、衣服の着脱などの練習

☆食器洗い、洗濯などの練習

☆ショッピング、調理実習、作業的な活動

#### (2) 交流の機会の提供

☆工作（季節に合った工作）・音楽療法

#### (3) 余暇の提供

☆レクリエーション

☆季節の行事

4月花見      8月海水浴      12月クリスマス会      1月初詣

☆身体機能を高める活動

公園で遊ぶ、散歩、足浴（週2回）、マッサージ

#### (4) 個別支援計画

保護者の意向を把握し、医療機関や保健・福祉・教育の関係事業所などと連携し、支援計画の半年ごとの評価・見直しを行う。

#### (5) その他

送迎については、原則保護者での対応

（養護学校、市内普通学校へのお迎えは職員対応）

### 3. 利用対象児童

市町より認められた、就学後の児童（重症心身障がい児含む）

対象地域は、益田市・津和野町・吉賀町（その他の市町は要相談）



4. 実施時間

月～金曜日	14：00～18：00
土曜日(第1,3)	9：00～17：00
長期休暇(平日)	9：00～18：00
長期休暇(第1,3土)	9：00～17：00
休館日	日・祝日・盆(8月13日から15日) 年末年始(12月30日から1月3日)

5. 実施場所 益田市横田町2087番地1  
益田市障害者福祉センターあゆみの里

6. 利用定員 10名

7. 利用料金 ・原則1割負担(軽減措置あり)  
・実費(重要事項説明書に定める)

8. 職員体制

児童発達支援管理責任者 1名  
指導員 6名(内非常勤4名)  
必要に応じパート指導員配置

9. その他

職員研修

- ・担当職員会議  
月1回実施(個別支援計画評価・月行事計画・ヒヤリハット等)
- ・職員勉強会 2か月1回
- ・障がい者虐待防止研修
- ・専門研修(発達障害、感覚統合、自閉症スペクトラム、強度行動障がいなど)
- ・視察研修

避難訓練(年2回)

ボランティア、実習生の受け入れ

## 児童発達支援事業

### 1. 事業目的

心身障がい児、あるいは発達に何らかの問題があり支援を必要とする児童に対し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

### 2. 事業内容

#### (1) 自立した日常生活を営むために必要な訓練

☆個別プログラム

☆排泄、衣服の着脱などの練習

#### (2) 交流の機会の提供

☆工作・音楽療法

#### (3) 余暇の提供

☆レクリエーション

☆身体機能を高める活動

公園で遊ぼう、散歩、足浴（週2回）

#### (4) 個別支援計画

保護者の意向を把握し、医療機関や保健・福祉・教育の関係事業所などと連携し、支援計画の半年ごとの評価・見直しを行う。

#### (5) その他

送迎については、原則保護者での対応

### 3. 利用対象児童

市町より認められた就学前の児童（重症心身障がい児含む）

対象地域は、益田市・津和野町・吉賀町（その他の市町は要相談）

4. 実施時間 月～金曜日 10：00～14：00

5. 実施場所 益田市横田町 2087 番地 1  
益田市障害者福祉センターあゆみの里

6. 利用定員 10 名

7. 利用料金 ・原則 1 割負担（軽減措置あり）  
・実費（重要事項説明書に記載）

## 8. 職員体制

児童発達支援管理責任者 1名  
指導員 6名（うち非常勤4名）  
必要に応じパート指導員配置

## 9. その他

### 職員研修

- ・担当職員会議  
月1回実施（個別支援計画評価・月行事計画・ヒヤリハット等）
- ・職員勉強会 2か月1回
- ・障がい児虐待研修
- ・専門研修（発達障害、感覚統合、自閉症スペクトラム、強度行動障がいなど）
- ・視察研修

避難訓練（年2回）

ボランティア、実習生の受け入れ

### 〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・障がいの特性を理解し、支援ツールをスタッフが共通して使えるようになる。
- ・子どもたちが、落ち着いて過ごせるよう環境を整える。具体的には、パーティションや棚などでホールを仕切り「何をする場所」なのか明確にすること、また「他の子どもの動きが気にならないようにする」ことに取り組む。

# 日中一時支援事業

## 1. 事業目的

障がい者（児）に対して日中における活動の場を提供することにより、障がい者（児）の家族の就労を支援するとともに、障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。

## 2. 事業内容

見守り、社会に適応するための日常的な訓練または創作的活動等の機会の提供  
児童については放課後等デイサービス、児童発達支援の実施時間外の希望に対応する。

## 3. 利用対象者（児）

日中において介護するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町が認めた障がい者（児）

対象地域は、益田市・津和野町・吉賀町（その他の市町は要相談）

## 4. 実施時間

月～金 8：00～19：00

土 8：00～17：00

## 5. 実施場所 益田市横田町 2087 番地 1

益田市障害者福祉センターあゆみの里

# ホームヘルプ事業

## 指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援

### 1. 事業目的

障がい者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。

### 2. 利用対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、介護給付(居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護)及び、移動支援事業の支給決定を受けた方が対象とする。

### 3. 事業内容

障がい者が家庭での生活ができるよう次の事業を行う。

#### (1) 居宅介護

自宅で、入浴、排泄、食事の介助等身体介護、掃除、洗濯等家事援助、通院介助を行う。

#### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

#### (3) 行動援護

自己判断が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

#### (4) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者につき、外出時において、安全かつ快適に移動の支援を行い視覚情報の提供を行う。

#### (5) 移動支援事業（地域生活支援事業）

障がい各手帳の所持者で市内に居住する方で、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出支援を行う。

※ 市が定める金額 1 割を負担

#### (6) その他

定期的にサービス提供及び継続の有無について見直しを行う。

必要に応じて関係機関との連絡をとり連携を密にし、事業が円滑に実施できるように努める。

### 4. 職員研修

- ・ヘルパー会議
- ・福祉職員、虐待、人権研修等
- ・同行援護、強度行動障害支援者養成研修の資格取得研修

### 5. 実施時間 午前 6 時から午後 10 時まで（原則）

6. 利用料金 原則 1 割負担（軽減措置あり）

7. 職員体制

管理者	常勤 1 名（あゆみの里施設長兼務）
サービス提供責任者	常勤 2 名
訪問介護員	常勤換算 2.5 名

8. 職員の資格

介護福祉士 2 級ヘルパー

同行援護従業者養成研修修了 強度行動障害支援者養成研修修了

9. 事業所 益田市横田町 2087 番地 1

益田市障害者福祉センターあゆみの里

<今年度の重点取組事項>

ヘルパー研修を通して、質の向上を目指す。

- ・月 1 回のヘルパー会議で、個別の支援について共通認識を図る。
- ・研修参加者による復命研修を行い、障がいの理解、介護技術の習得をする。

# 就労継続支援B型事業

## 1. 事業目的

一般就労が困難である者に対して、就労機会・生産活動機会を提供するとともに就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練及び支援を行う。

## 2. 事業内容

利用者個々の作業能力、健康面、生活面、個々の目標等を考慮し社会参加（自立）への基礎とする為個別支援計画を作成する。計画の作成は、利用開始時及び必要に応じて行うとともに、半年毎に評価し見直しを行う。

① 一般就労を目標 ② 社会参加を目標 ③ 生活リズム維持を目標

### (1) 生産活動

作業	作業内容
ウエス	タオル・シート等重ね、裁断、計量、袋詰
印刷	名刺・ハガキ等の印刷
軽作業	自動車部品のバリ取り等の内職
自主製品	ケーキ、たわし、木工作業、不織布や布の製品等
受託の作業	農園、法人の草刈りや植栽管理等
サービス支援事業	企業や一般家庭等の草刈りや植栽管理、洗車等
その他	利用者の能力に合ったもの

### (2) 職場実習支援

施設以外の場所での就労体験を通して基本的労働習慣の習得を図り、企業で働く経験を積み、就労意欲の向上の為に施設外就労（職員同行）又は施設外支援を行う。

障がい者就業・生活支援センターエスポアやハローワーク等と連携を取り「障がい者チャレンジ事業」や「障害者委託訓練」等の事業を活用する。

### (3) 就労に必要な知識と能力の訓練

農園作業に積極的に参加し、農作業や草抜きなどを丁寧に速く安全に行えるよう訓練する。法人の草刈りや植栽管理等の作業、企業や一般家庭などから依頼の草刈りや植栽管理、洗車、清掃作業等に従事できるようにする。

## 3. 利用対象者（市町村が支給決定した者）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。但し、利用開始時の年齢は特に定めない。また、70歳に達した日の属する月の末日をもって退職とする。しかし、訓練が必要と認める者においては、1年毎の更新とし、最長75歳まで延長できるものとする。

#### 4. 利用者への支援内容

##### (1) 生活支援

利用者が地域社会の中で安心して生活が営まれるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行う。

##### (2) 作業指導

利用者の職業準備性が高められるよう、基本的技術の習得と就労意欲の向上を図る。

##### (3) 情報提供

利用者にサービス提供及び社会生活を営む上で必要な情報を積極的に提供する。

##### (4) 健康管理

常に利用者の健康状況に注意し、定期健康診断を行い健康保持に努める。

上記の支援は、関係機関との連携を密に行う。

##### (5) 給食の提供

個別支援計画に基づいて、給食を提供する。

#### 5. 生活日程

	午 前	午 後
9:15	朝礼	13:00 作業開始
9:30	作業開始	14:00 休憩
10:30	休憩	14:15 作業開始
10:45	作業開始	15:00 作業終了・掃除
12:00	昼食休憩	15:15 送り

※原則、生活日程は上記時間帯で土・日、祝・祭日、盆（8月13日～15日）、年末年始（12月30日～1月3日）は休みとする。ただし、農園・印刷・出店等作業内容に応じて時間外労働に対応できるよう支援する。

#### 6. 利用定員 1日 35名

#### 7. 通勤方法

利用者の通勤手段は、各自で公共の交通機関を利用する他、徒歩、自転車、自家用車等により通勤する。（益田駅及び青原駅と施設間の送迎あり）

#### 8. 利用料金

- ・原則1割負担（軽減措置あり）
- ・実費（重要事項説明書に定める）

#### 9. 工賃の支払

生産活動に従事する利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。「工賃支給規程」の定めによる。



## 10. 実施場所

レインボーハウス 益田市横田町 2087 番地 1  
たんぽぽ 益田市乙吉町イ 110 番地 1

## 11. 職員構成

管理者 常勤 1 名（兼務）  
サービス管理責任者 常勤 1 名  
職業指導員 常勤 2 名  
生活支援員 常勤 4 名（兼務 2 名）  
目標工賃達成指導員 常勤 1 名

## 12. 年間行事計画

4 月	利用者会議	12 月	交流会
5 月	健康診断	2 月	利用者説明会
7 月	交流会	3 月	交流会
10 月	福祉ゾーンふれあいまつり	・避難訓練 年 2 回 ・イベント参加	

### (1) 実習生（見学者）の受入

中学生、高校生及び養護学校生等の実習及び在宅の障がい者の体験実習の場として受け入れるとともに、専門学校生等の施設実習先としても対応する。

### (2) ボランティアの受入

精神保健ボランティア「こもれび」等、ボランティアの受け入れを行う。

### (3) 職員研修

- ・人権研修、虐待防止の研修等
- ・中堅職員研修
- ・就労支援関係の研修

### 〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・印刷事業やサービス支援事業（個人や企業の草刈り等）の営業に力を入れ、仕事を増やす。また、利用者の得意なことできることを伸ばし、その業務に従事できるよう訓練を行う。
- ・自主製品やたんぽぽケーキの売り上げを伸ばすため、外部の福祉関係のまつりに年 3 回程度出店する。
- ・一般就労を希望する利用者には、益田障がい者就業・生活支援センター（エスポア）等と連携し、施設外支援として企業見学や実習を行う。
- ・運営規程や個別支援計画を整え、土日出勤等利用者が仕事に合わせて勤務できるようにする。

## 共同生活援助（グループホーム）事業

1. 事業目的：利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう、利用者の身体及び精神状況ならびにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排泄及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。
2. 事業内容：地域での自立生活を営むために必要な介護や支援を行う。
  - (1) 日常生活の支援
    - ・日常生活面における相談・助言・支援
    - ・調理、買い物やお金の使い方の助言・支援
    - ・自室の掃除・整理整頓をするための助言・支援
    - ・食事、入浴、排泄等の介助
    - ・利用者ミーティング（毎月）
  - (2) 健康管理の支援
    - 健康管理、衛生面への助言・支援、医療機関への受診同行、各関係医療機関との連携
  - (3) 日中活動支援
    - 日中活動支援事業所との連絡調整
  - (4) 個別支援計画の作成
    - アセスメント、モニタリング、ケア会議の開催等
  - (5) 社会参加の支援
    - 地域行事（運動会、盆踊り、地区総会）への参加、地域自治会との連携
  - (6) その他
    - ・光熱水費 生活必需品等の管理
    - ・入居者のご家族との連絡（緊急時）
    - ・建物の管理や防災に関する安全対策
3. 利用対象者：下記の障がい者で、市町村が支給決定をした者。
  - (1) 知的障がい者
  - (2) 精神障がい者
  - (3) 身体障がい者
  - (4) その他市町村が認めた者
4. 利用料金 原則1割負担（軽減措置あり）  
実費（重要事項説明書に定める）
5. 入居・退去の決定： 入居の決定、退居の決定は、市・町より支給決定がおりた者で入居申込書、退居願を提出した方を対象に「入居等検討会議」にて決定する。

6. 職員研修： 人権研修等福祉職員研修  
障がい者理解のための研修  
虐待・権利擁護研修  
世話人・支援員研修  
世話人会（月1回）
7. 担当職員： 管理者 兼務1名  
サービス管理責任者 兼務1名  
世話人 専従4名、兼務4名
8. 実施場所： 益田市神田町イ 627 番地 7 入居定員：7名
9. 年間行事

5月	グラントワ
6月	日帰り旅行（徒歩 お弁当作り）
9月	避難訓練
10月	福祉ゾーンまつり
11月	日帰り旅行（バス）
12月	大掃除
1月	新年会・初詣（会食作り）

- ※ 利用者お誕生会 該当日
- ※ 利用者おまかせ調理の日 毎月1回
- ※その他関係行事への参加
- 精神障がい者の地域生活を支える会の行事
  - あゆみの里 地域活動支援センターの行事
- ※ 石見横田駅ボランティア掃除（月1回）

<今年度の重点取り組み事項>

- ・これまでの調理実習、年間活動の中での食事作りの経験をさらに積み、利用者が朝食作りに取り組めるように支援する。
- ・利用者ミーティングでの話し合いを大切にしながら、共同生活の場でのルールやマナー、地域行事等の参加時のマナーを身につけていけるよう支援していく。
- ・地域の一員としての意識をもってもらうため、石見横田駅前ボランティア清掃を継続していく。

## 《その他独自事業》

### グループホーム体験利用実施計画書

#### 1. 目的

障がい者が、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一時的に共同生活住居に入居し自立生活を体験することを目的とする。

#### 2. 利用対象者

(1) 下記の障がいのある者で、実施主体が対象者と認めた者。

①知的障がい者 ②精神障がい者 ③身体障がい者 ④発達障がい者等

(2) (1)に併せ、身元引受人がいること。

但し、利用者に身元引受人をたてることのできない相当の理由が認められる場合、その限りではない。

#### 3. 体験内容

地域での自立生活を営むため、空室を利用し、下記の内容を体験する。

(1) 日常生活の体験

調理・買い物、身の整理整頓、宿泊、共同生活 他

(2) 医療面の体験

健康管理、衛生面の行為、医療機関への受診 他

(3) 日中活動の体験

日中活動支援事業者との連携による利用体験 他

(4) その他必要と思われる体験

#### 4. 担当職員

共同生活援助の職員。夜間は職員を置かない。

#### 5. 費用の負担

利用料を1日1,000円とし、別途光熱水費等1日300円とする。

食費については実費負担とする。

#### 6. 契約の提携

法人との独自契約により事業を実施する。その際、関係機関との連携を密にし、体験利用が効果的に行われるようにする。

# 委託相談支援事業

目的 障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がい者や家族等からの相談に応じ必要な情報提供や支援、虐待防止や権利擁護のために必要な援助等を行うとともに、地域の関係機関の連携強化を図り、地域で生活する障がい者や家族等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

## 事業内容

### 1. 福祉サービスの利用援助

- ① サービス情報の提供、サービス利用の助言、サービス提供事業者等の紹介
- ② その他必要な保健医療サービス、制度の利用援助

### 2. 社会資源を活用するための支援

- ① 福祉機器・情報機器の情報提供、利用助言
- ② 外出をするための支援（外出方法、交通機関の利用、移動手段等の助言）
- ③ 住宅に関する相談（住宅改修の助言、住宅の情報提供）
- ④ ボランティア等の紹介
- ⑤ 生活情報の提供

### 3. 社会生活力を高めるための支援

- ① 障がい受容、病状・医療についての助言
- ② 人間関係（介助者・職場・家庭・地域等）に関する支援、助言
- ③ 就労・教育に関する助言
- ④ 趣味、余暇活動の支援
- ⑤ 金銭管理等の助言
- ⑥ 当事者活動の支援

### 4. 権利の擁護のために必要な援助

- ① 利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために必要な関係機関との連携
- ② 日常生活自立支援事業や成年後見制度の紹介、利用の援助

### 5. 専門機関の紹介等

- ① 障がい者のニーズに応じた各種専門機関の紹介

### 6. 自立支援協議会、障がい者団体、地域住民等との連携など

- ① 自立支援協議会や相談支援会議への参加
- ② 情報周知のための説明会・相談会の実施
- ③ その他地域啓発と社会資源の開発に寄与すると考えられる活動への参加、実施

### 7. 益田市から委託の障害支援区分認定調査の実施

利用対象者 益田圏域に在住する障がい児・者及びその家族や介護者等で、相談支援を必要とする者

実施時間帯 平日 8:30～17:30

休業日 土、日、祝日、12月30日～1月3日

実施場所 益田市横田町 2087 番地 1  
益田市障害者福祉センターあゆみの里内  
相談支援事業所ほっと

事業担当職員 相談員 常勤 4 名

<研修・会議参加計画>

障がい者虐待防止・権利擁護研修	松江	2 日間
発達障がい者相談支援スキルアップ研修	出雲	4 日間
ファシリテータ養成研修	出雲	2 日間
相談支援従事者専門コース別研修	出雲	1 日間
相談支援従事者スキルアップ研修	出雲	1 日間
福祉職員キャリアパス対応生涯研修	浜田	2 日間
障がい児支援部会（自立支援協議会）		
精神障がい者地域移行・地域定着支援益田圏域会議		
益田・鹿足地区生活支援会議		
ウインド益田ブロック連絡会議		
益田障がい者就業・生活支援センター連絡会議		
総合実務科入校生募集連絡会		
人権研修		
就学相談会		
視察研修	他	

# 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業

目的 障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

## 事業内容

### （計画相談支援）

ケアマネジメントの手法を用いた個別相談、サービス等利用計画書の作成及びモニタリング

### （基本相談支援）

- ① 福祉サービスに関する情報や利用に関する手続きの支援、関係機関との連携
- ② 福祉機器や情報機器、生活に必要な用具等の情報提供や選定の援助
- ③ 生活上のストレス、不安や悩みなどによる気持ちの整理、人との関係や物事の見え方などの助言
- ④ 心の問題や疾病、食事や栄養面などを医療機関と連携をとりながら支援し、服薬管理などの相談
- ⑤ 趣味や余暇活動の場の情報提供や参加のための方法についての助言
- ⑥ 地域で生活していく上で利用できるサービスやボランティアの紹介
- ⑦ 障がい当事者としての生活経験を活かし、地域で生活していく上での力をつけるための個別援助・支援
- ⑧ 成年後見制度を円滑に利用することができるよう、所轄窓口や関係機関との調整、制度利用のための支援

利用対象者 （特定相談支援事業）

益田圏域に在住する、障害福祉サービス等を利用する障がい者（児）  
（障害児相談支援事業）

益田圏域に在住する、障害児通所支援事業を利用する障がい児

実施時間帯 平日 8:30～17:30

休業日 土、日、祝日、12月30日～1月3日

実施場所 益田市横田町 2087 番地 1  
益田市障害者福祉センターあゆみの里内  
相談支援事業所ほっと

事業担当職員 相談支援専門員 常勤 4 名

# 指定一般相談支援事業

目的 障がい者（児）が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意思に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行う。入院、入所から地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。

## 事業内容

### （地域移行支援）

- ① 地域生活の準備のための外出への同行支援
- ② 入居に関わる支援
- ③ 障がい福祉サービスほか社会資源の利用の支援
- ④ 家族、関係機関等との調整
- ⑤ 自立支援ボランティアの活用

### （地域定着支援）

- ① 障がい福祉サービスほか社会資源の継続利用の支援
- ② 常時（24時間）の連絡体制の確保  
\*携帯電話にて休日、夜間対応を行う（相談、緊急対応）

### （基本相談）

- ① 福祉サービスに関する情報や利用に関する手続きの支援、関係機関との連携
- ② 福祉機器や情報機器、生活に必要な用具等の情報提供や選定の援助
- ③ 生活上のストレス、不安や悩みなどによる気持ちの整理、人との関係や物事の考え方などの助言
- ④ 心の問題や疾病、食事や栄養面などを医療機関と連携をとりながら支援し、服薬管理などの相談
- ⑤ 趣味や余暇活動の場の情報提供や参加のための方法についての助言
- ⑥ 地域で生活して行く上で利用できるサービスやボランティアの紹介
- ⑦ 障がい当事者としての生活経験を活かし、地域で生活していく為の力をつけるための個別的援助・支援
- ⑧ 成年後見制度を円滑に利用することができるよう、所轄窓口や関係機関との調整、制度利用のための支援

## 利用対象者（地域移行支援）

- ・精神科病院等に入院している精神障がい者
- ・障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者（児）

## （地域定着支援）

- ・施設、病院、家族との同居から単身生活に移行した障がい者
- ・地域生活が不安定な障がい者
- ・家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者



実施時間帯 平日 8:30～17:30  
※地域定着支援のみ 24 時間  
(但し 17:30 以降, 休業日は携帯電話にて対応)

休業日 土、日、祝日、12 月 30 日～1 月 3 日

実施場所 益田市横田町 2087 番地 1  
益田市障害者福祉センターあゆみの里内  
相談支援事業所ほっと

事業担当職員 相談員 常勤 4 名

# 島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域拠点業務

目的 益田圏域において専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの構築・高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に適切な支援が提供される体制整備を図ることを目的とする。

## 事業内容

- 1) 各種相談支援  
電話・面接等による療養・日常生活・各種サービス・就労などに関する相談・支援及び情報提供を行う。  
\*必要に応じケース会議を実施。
- 2) 家族支援の実施  
高次脳機能障がい者の家族に対して、障がいや療養生活及びリハビリテーションに関する学習の場を提供する。  
\*当事者・家族の集いを年に3回実施。
- 3) 地域支援ネットワーク会議の開催  
関係機関や関係団体等が連携を図りながら適切な支援を円滑に提供できるように、地域でのネットワークづくりを推進する。  
\*年間 3回 ネットワーク会議を実施。
- 4) その他高次脳機能障がい者支援のための活動  
\*普及啓発のため、パンフレットの配布や、勉強会の実施。

	拠点業務事業日程 (予定)	研修会等 (予定)
5月	ネットワーク会議 (津和野)	損害保険補助金研修会(出雲)
6月	家族の集い	
7月		国リハ研修会 (埼玉) 県連絡会研修会 (松江)
8月	勉強会 (益田)	
9月	ネットワーク会議 (吉賀)	県主催研修会 (松江)
10月		
11月	家族の集い	
12月		県連絡会研修会 (大田)
1月	家族の集い	
2月	ネットワーク会議 (益田)	
3月		中国ブロック研修会

※島根県自立支援協議会高次脳機能障がい部会への出席

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・福祉サービス・保育・教育・医療等の関係機関への周知・広報を行い、共通理解や情報共有等の連携を図る。
- ・当事者主体のサービス等利用計画の作成を行う為、相談支援専門員の知識向上や相談技術の研鑽に励む。
- ・高次脳機能障がいのある方への支援が充実するよう関係機関との連携を密にする。
- ・高次脳当事者、家族のつどいの参加が増えるよう周知を行う。

# 手話通訳事業

## 〈目的〉

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者に手話通訳や要約筆記等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図り、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

## 〈当該事業〉

### 1. 手話通訳設置事業（益田市・津和野町・吉賀町）

#### (1) 事業内容

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化と社会参加を促進するため、手話通訳を行う者（専任手話通訳者）を益田市障害者福祉センター「あゆみの里」と津和野町・吉賀町役場に設置する事業

#### (2) 業務内容

- ・ 庁舎内外における手話通訳、相談受付等（益田市役所を除く）
- ・ 益田広域消防本部からの依頼による緊急時の手話通訳
- ・ 聴覚障がい者等の理解啓発に関すること
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 手話指導に関すること
- ・ 手話通訳者派遣事業の運営（コーディネート）に関すること
- ・ 要約筆記者派遣事業の運営（コーディネート）に関すること
- ・ 手話及び要約筆記奉仕員の研修会の企画運営に関すること
- ・ 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員養成講習会の企画運営に関すること
- ・ ろう者集団活動及び盲ろう者のつどいの企画運営に関すること
- ・ その他、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進に必要なこと

#### (3) 実施方法等

- ・ 専任手話通訳者は、聴覚障がい者等からの手話通訳依頼に対し、必要に応じて対応する。
- ・ 事業実施にあたっては、行政と十分協議し実施する。

#### (4) 職員の研修

- ・ 手話通訳専門研修
- ・ 人権研修
- ・ その他

#### (5) 頸肩腕障害予防検診

- ・ 専任手話通訳者は、1年に1回受診する。

### 〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・ 手話通訳に関わるすべての人との信頼関係を大切にし、言語としての手話の普及や聴覚障がい者等の理解啓発を進める。(小中学校への啓発活動等を実施)
- ・ 研修会への参加や通訳の振り返りをしっかり行い、通訳技術を高める。

## 2. 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業 (益田市)

### (1) 事業内容

手話または筆記を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援する。また、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、聴覚障がい者等の申し出により登録された手話通訳及び要約筆記者を派遣する事業

### (2) 派遣対象者

行政が必要と認めた聴覚障がい者等

### (3) 派遣の対象となる事項等

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱に基づき、聴覚障がい者の自立と社会参加が促進されるよう、行政と十分協議しながら実施する。

### (4) 通訳は、以下のものがあたる。

手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員資格をもつ者で行政に登録している者

### (5) その他

派遣調整担当者（コーディネーター）において、派遣調整が円滑に行われるようにする。コーディネートは専任手話通訳者が担当する。

### 〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・ 手話通訳者や要約筆記者と十分協議し、丁寧なコーディネートを行う。
- ・ 手話通訳者や要約筆記者と課題や問題点を共有し、解決できるようにする。

## 3. 手話奉仕員養成研修事業 (益田市・津和野町・吉賀町)

### 【養成講習会】(益田市・吉賀町)

#### (1) 事業内容

聴覚障がい者との交流活動の促進、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業

#### (2) 対象者

手話学習経験のない者等

各市町在住または、通勤通学している者

#### (3) 実施期間等

平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月

(4) 実施内容及び方法等

厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムに基づき実施する。  
尚、必要に応じて補講を実施する。

(5) 実施場所

益田市障害者福祉センターあゆみの里 等

(6) 担当者

聴覚障がい者主講師	3名
専任手話通訳者	3名
補助講師	若干名

※事業を円滑かつ効果的に実施するため、講師団を結成する。

【研修会】（益田市・津和野町・吉賀町）

(1) 事業内容

登録した奉仕員の技術と知識の向上のため、聴覚障がい者や外部講師等の協力を得て、適宜研修会を行う。

(2) 対象者

登録手話奉仕員

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・手話指導者の資質を向上させるため市内の手話指導を担当する講師を対象に手話指導者研修会を実施する。
- ・手話通訳の技術向上のための研修や、様々な障がい者への理解と配慮ができるように研修を行う。

4. 要約筆記奉仕員養成研修事業（益田市・津和野町・吉賀町）

【養成講習会〈手書きコース〉】（津和野町）

(1) 事業内容

聴覚障害、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度等について理解ができ、要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得した要約筆記奉仕員を養成研修する事業

(2) 対象者

初めて要約筆記を学ぶ人  
修了後、登録し活動できる人

(3) 実施期間等

平成28年8月～平成29年3月

(4) 実施方法

要約筆記奉仕員養成カリキュラムに基づき基礎課程を実施する。  
尚、必要に応じて補講を実施する。

(5) 講師団

聴覚障がい者（難聴）講師	2名
要約筆記者講師	4名
外部講師（講義内容に合わせて依頼）	若干名

(6) 実施場所

日原山村開発センター等

【研修会】（益田市・吉賀町）

(1) 事業内容

登録した奉仕員の技術と知識の向上のため、聴覚障がい者や外部講師等の協力を得て、適宜研修会を行う。

(2) 対象者

登録要約筆記奉仕員

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・効果的な養成ができるよう、講師団で協議しながら指導にあたりるとともに、関係機関との連絡、調整を密に行う。
- ・要約筆記の技術向上のための研修や、様々な障がい者への理解と配慮ができるよう研修を行う。

あゆみの里手話通訳者等派遣事業

〈目的〉

地域の様々な機関や団体が手話通訳や要約筆記を活用することによって、聴覚障がい者の社会参加を促進し、また手話通訳や要約筆記の社会的な認識を高めることを目的とする。

〈事業内容〉

委託事業以外に主催者が費用負担する手話通訳者や要約筆記者（以下、手話通訳者等）を派遣調整する事業

(1) 派遣対象者

手話通訳や要約筆記を必要とする主催者で、費用負担できるもの

(2) 派遣手話通訳者等

法人に登録した手話通訳者等

(3) 派遣の決定

聴覚障がい者の社会参加を目的とした事項について派遣するものとする。法人が可否の決定を行い、法人に登録したもののうちから適任者を調整し、派遣する。但し、以下のいずれかに該当する場合は、派遣しない。

①人権の侵害や反社会的な目的に利用される懸念がある場合

②理事長が不適切と判断した場合

(4) その他

事業実施にあたっては、法人と派遣対象者と十分協議し実施する。

〈今年度の重点取り組み事項〉

・報告書や自己点検シートへの返信や調整時のやりとりを丁寧に行う。派遣される手話通訳者等の資質向上のため、研修会を開催する。

・公共機関等に利用を促進する。



# 地域活動支援センター事業

## 1. 事業目的

障がい者の実情に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供をするとともに、社会との交流の促進を図り、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

## 2. 事業内容

### (1) 憩いの場の提供

当事者の情報交換、交流、就労・作業の休憩等、憩いの場を提供する。  
また、生活のリズムの維持や入浴等、日中の居場所としての機能も持つ。

### (2) 創作活動、生産活動、仲間づくりの機会の提供

創作活動や生産活動、講座、レクリエーション、行事等を通じて生きがいを見出し、仲間づくりや人間関係を作る機会を提供する。

- ・調理、お菓子作り
- ・手芸、木工
- ・封筒作り
- ・職場体験
- ・音楽クラブ（自己表現）
- ・カラオケ
- ・音楽の会
- ・手話で話そう
- ・グラウンドゴルフ 他

### (3) コミュニケーションや人間関係づくりの支援

グループワークの手法を活用し、コミュニケーションや人間関係づくりを支援する。

- ・茶話会（司会・記録等当事者主体で実施）
- ・当事者のつながりミーティング（あゆみミーティングクラブ）
- ・ミーティンググループ（臨床心理士による）
- ・S S T（生活技能訓練、ロールプレー等） 等

### (4) 地域交流活動

#### ①地域住民と一緒に活動する行事

- ・お花見交流会
- ・グラウンドゴルフ&バーベキュー交流会
- ・ボーリング交流会
- ・絵手紙講座（月2回）
- ・地域イベントや福祉ゾーンまつりへの出店
- ・イルミネーションのつどい
- ・5 ハーツクリスマス交流会参加
- ・新年会 他

②他市町当事者会及び地域活動支援センター利用者との交流会

③地域交流室の貸し出し、福祉等に関する本、ビデオの貸し出し

④地域や公共施設が開催する行事への参加

(精神障がい者の地域生活を支える会の事務局、こもれびの行事、西益田地区行事、人権センターやグラントワ、美術館行事等)

(5) 相談

来所や電話での相談に応じ、個別支援をする。必要に応じて相談支援事業所等と連携し、関係機関を紹介する。

(6) ボランティアの育成とボランティア・実習生の受け入れ

「あゆみの里協力会員」の募集、把握や研修会の企画等をする。

(7) 啓発活動

① 広報誌『はっぴー号』の発行

② 学習会の開催（年に2回）

③ 障がい当事者や家族、地域住民、ボランティア、関係機関等に病気や障がい、人権について、正しく理解してもらうための「啓発学習会」や利用者の社会生活力を高めるような「利用者の学習会」を開催する。

3. 職員研修： 精神保健福祉に関する専門研修  
人権研修  
他地域活動支援センターの視察研修  
その他

4. 利用対象者： 障がい者及び家族の方で、センターに登録をした方

5. 実施時間帯： 平 日 8：30～17：00  
土 曜 日 8：30～16：00  
休 業 日 日・祝祭日 12月30日～1月3日

6. 担当職員： 施設長1名（兼務）  
指導員3名

## 7. 行事計画

月	行 事
4月	お花見交流会
5月	バーベキュー&グラウンドゴルフ交流会
6月	避難訓練
7月	ヴィレッジせいわたの交流会
8月	学習会 あゆみの里協力会員研修会
9月	ボーリング交流会
10月	福祉ゾーンふれあいまつり
11月	イルミネーションのつどい 避難訓練
12月	ファイブハーツクリスマス交流会への参加
1月	新年会
2月	音楽の会
3月	学習会（社会生活力の向上）

### 〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・コミュニケーションの苦手な方々に対し、一人一人の特性を把握し、個人を尊重しながら、個別支援やグループワークの手法で人間関係づくりを支援する。
- ・一人ひとりのニーズ（希望や夢）、利用目的等を利用者と職員が共有し、希望や夢に向かえるように支援する。
- ・「精神障がい者の地域生活を支える会」や「あゆみの里協力会員」の活動の充実を図り、地域交流、障がい理解の啓発を充実させる。